

とちぎスマート林業推進協議会 規約
(栃木県未来技術地域実装協議会)

(名称)

第1条 本会は、栃木県未来技術地域実装協議会として、「とちぎスマート林業推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、内閣府において「未来技術社会実装事業」として選定された、栃木県におけるデジタル技術を活用した林業機械の自動化等の社会実装事業を通じて、地域の課題解決を図り、スマート林業を推進することにより、林業・木材産業の成長産業化の実現を目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 未来技術社会実装事業に係る事業計画の策定
- (2) 未来技術社会実装事業の実施、実施結果に関する評価・検証
- (3) 事業化に向けた施策の検討
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表の団体等をもって組織する。

2 会員の追加・変更は、会長が承認し、次の協議会に報告するものとする。

3 協議会は、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができ、その構成は会長が定める。

(役員及びその職務)

第5条 協議会に会長を置き、会員の互選により選任する。また、副会長は会長が会員の中から指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議に出席できない会員は、あらかじめ書面で表決することができる。この場合において、第2項及び第3項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

6 会長は、会議を招集する暇のない場合及び議事が軽易である場合は、会議に付議すべき事案

を記載した書面を会員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

(守秘義務)

第7条 会員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、栃木県環境森林部環境森林政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2（2020）年12月7日から施行する。